

答弁書第百二十五号

内閣参甲第一二六号

昭和二十三年六月十一日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長 松平 恒雄殿

参議院議員小川友三君提出減税訴願に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿三年七月八日

参議院議員小川友三君提出減税訴願に関する質問に対する答弁書

最近納税者の激増に伴い、審査の請求も相当数に上つているので、この際審査事件の処理特別計画を樹て早急に審査する必要を認め、本年四月早々これに着手し現在の税務署の陣容を最大限に活用して、特に問題があるものを除いては、近く審査を終了する見込を以て努力中である。なお、減税訴願は二ヶ月以内に完了すべきであるという御処見に対しては、極力御趣旨に沿うよう努力する所存であるが、税務署事務の現状に照らし審査期間を制限することは考えない。